日本におけるシェアサイクルの実現に向けての方策について No.4

シェアサイクル利用のルールとマナー

文

日本大学理工学部交通システム工学科 教授

小早川 悟

一般社団法人 日本シェアサイクル協会

事務局: TEL 03-3663-6281 URL http://www.gia-jsca.net



はじめに

先日、私の研究室の師である高田邦道先生(日本大学名誉教授)がプロジェクトリーダーをしている勉強会で自転車のマナーに関する話になり、「最近は、『ルール』と『マナー』が混同して使われているので、本当の意味でのマナー向上が伝わっていないのではないか?」といった議論になりました。そこで、今回は自転車利用のルールとマナーとは何かといった視点からシェアサイクルの利用について考えてみたいと思います。

ルールとマナー

まず、「ルール」という言葉を辞書で引くと「規則・通則・準則・例規」といった説明がでてきます。このうち、「規則」という言葉を調べると、「①行為や手続きなどを行う際の標準となるように定められた事柄、②法則・秩序、③国会以外の諸機関によって制定される法の一種。(以下省略)」といった説明がなされています。一方、「マナー」という言葉を辞書で調べると「行儀・作法」といった言葉がでてきます。さらに、「行儀」という言葉を調べると「立ち居ふるまい・行為・行状」といった言葉がでてきます。以上のことを踏まえて考えると、ルールは法律や規則で(文章として)決まっているものというイメージがあるのに対し、マナーは法律や規則では明確に決まってはいないが人に迷惑をかけないようにふるまうことを指していると考えます。よって、ルールを違反した人には罰則が発生す

ることになりますが、マナー違反の人には特に罰則が 発生するものではないと考えます。このような前提 のもとにシェアサイクルならびに自転車の利用に関 するルールとマナーについて整理してみたいと思い ます。

シェアサイクルを利用する際のルール

自転車利用のルールとしては、自転車安全利用五則 というものがあります。これは、警察庁ならびに都道 府県警察から出されているもので、自転車を利用する 方々を対象にパンフレット等で啓蒙活動が行われて います。その内容は、以下のようなものです。

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る(飲酒運転禁止・二人乗りは禁止・ 並走は禁止・夜間はライトを点灯・信号を守る・ 交差点での一時停止と安全確認)
- ⑤子どもはヘルメットを着用

これらはいずれも道路交通法で定められているものであり、違反した場合には懲役または罰金や科料等の罰則が課されるものです。しかしながら、違反をしても実際には厳密に取り締まりが行われるものではないため、多くの自転車利用者が必ず守らなければならないものという意識が薄く、マナー違反程度であると考えている人が多いのではないかと推測されます。ただし、2015年6月からは道路交通法が改正され、自転車運転中に危険なルール違反を3年以内に2回以上繰り

返すと自転車運転者講習を受けなければならない制度 が定められ、自転車利用者に対するルールを遵守する ことへ意識付けが行われるようになりました。

シェアサイクル利用者も自転車を利用するときは、この自転車安全利用五則を遵守しなければなりません。加えて、シェアサイクルの利用規約があれば、これも守らなければならないということになります。もし、自転車安全利用五則に違反するような自転車利用があれば道路交通法違反による罰則があり、シェアサイクルの利用規約を守らなければ運営会社から損害賠償や契約解除などが求められることになります。シェアサイクルの利用者がこのような内容を意識して実際の利用を行っているかは不明ですが、これらの内容は必ず守らなければならないものなので、利用者に理解してもらう必要がある項目となります。

シェアサイクルを利用する際のマナー

自転車を利用する際に引き起こされるマナー違反は、基本的に自分本位な行動で他の人に迷惑をかける行為になるものと考えます。稲垣²⁾は日本交通政策研究会の研究報告書で交通ルールとマナーの違いを**表1**のようにまとめています。ここで、最も重要になるのは交通のルールは自身の行動に視点が置かれるのに

表1 交通ルールと交通マナーの対比

交通ルール	交通マナー
・強制的	・自発的
・原則的に罰則あり	・罰則なし
・利用者の目的意識が薄い	・利用者の目的意識が高い
・自身の行動が中心	・他人の気持ちが中心
・局地的、地域で変わる	・包括的、地域を超えて適用

(出典:高田邦道他:これからの道路交通政策-道路・交通管理から考える、日交研シリーズA-700、日本交通政策研究会、2018.4)

対し、マナーは他人の気持ちが重要になってくる点であるといえます。たとえ法律上は違反でなかったとしても他者に不快感を与えることはルール違反になると考えます。

自転車を利用する場合でも、急発進や急減速といった乗り方や他者(歩行者や自動車)に危険を感じさせるような通行はマナー違反になるでしょう。さらに、シェアサイクルの利用に関していえば、ポートへ返却された自転車が道路上にはみ出していたり、著しく街路景観を損なうような利用のされ方があったりすることは、シェアサイクルシステムが社会に受け入れられていくためには好ましくないと考えます。このような点については、本誌の前号で宇都宮共和大学の古池先生がドックレス・シェアサイクルによる新たな「銀輪公害」を起こらないよう対応する必要性を指摘されています。ドックレスのように利用者にとって利便性の高いシステムを検討することは重要ではありますが、同時に利用者のマナー違反を助長するようなシステム改変にならないよう配慮する必要でしょう。

おわりに

シェアサイクルを利用する際のルールとマナーについては、ルールは守るべきものであり利用者自身がきちんと遵守していかなければならないものです。そのための啓発活動も非常に重要になってくるでしょう。一方、マナーは他者に不快感を与えることがないようにしてくことが重要であり、利用者のみならず運営側がマナーを守らせるような仕組みも必要となってくる場合もあるでしょう。さらに、利用者の利便性ばかりを追いかけるのではなく、運営者と利用者の双方に相応の負担と責任が必要となることを理解していかなければならないと考えます。

参考・引用文献

- 1) 警視庁交通部交通総務課:自転車の正しい乗り方、パンフレット、2015.4.
- 2) 高田邦道編著: これからの道路交通政策ー道路・交通管理から考える、日交研シリーズA-700、日本交通政策研究会、2018.4
- 3) 古池弘隆: 銀輪公害の再来を招かないために、パーキングプレス、No.104、Vol.684、pp.42-43、2018.11.